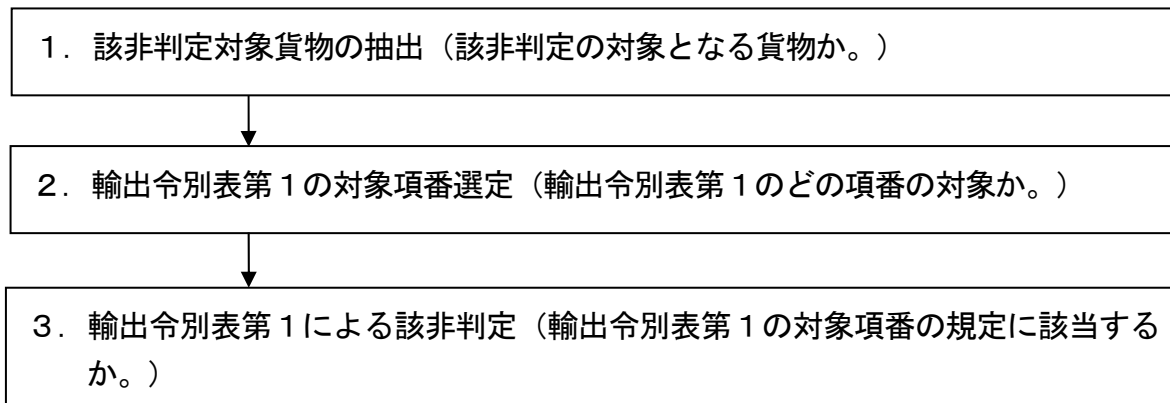


4. 貨物の該非判定手順

貨物の該非判定は、「リスト規制」と「キャッチオール規制」の両方について行う必要がある。

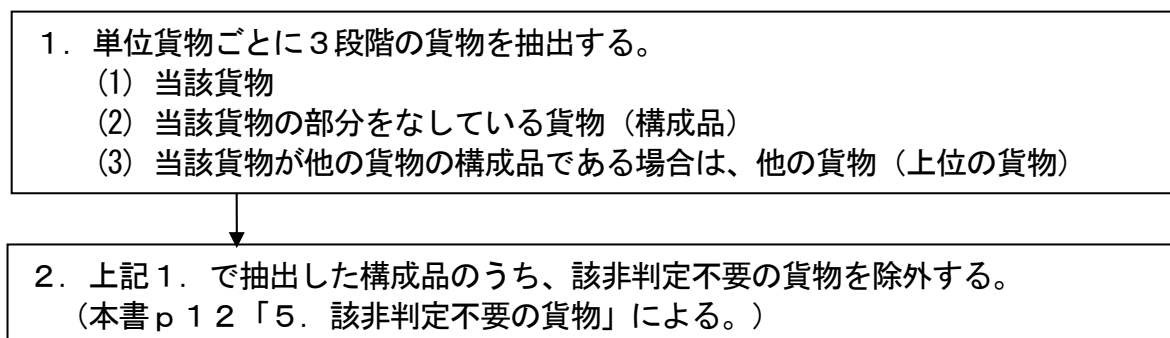
1) リスト規制対象貨物の該非判定手順

リスト規制対象貨物の該非判定作業は次の手順で行う。



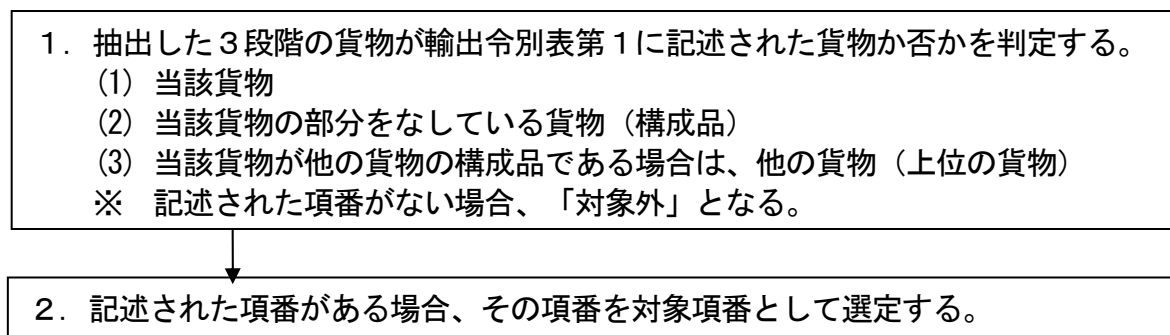
(1) 該非判定対象貨物の抽出

該非判定対象貨物の抽出は次の手順で行う。



(2) 該非判定対象項番の選定

該非判定対象項番の選定は次の手順で行う。



(注意1) 必ずしも1貨物に対して1項番のみであるとはいえない。

1つの貨物が複数の機能を有する場合には、それらの機能ごとに項番を選定する必要がある。

例：炭素繊維は、2の項遠心分離機材料、4の項ミサイル材料、更に通常兵器の材料としても規制されている。

(注意2) 1規制品目が1箇所のみ記述されているとは限らない。

例：ロボットは、2の項(15)、6の項(7)、12の項(5)及び14の項(7)で規制されている。